

ID: 0432

担当部署: 上下水道局

処分の概要	行為の許可及び変更許可					
例 規 名 根 拠 条 項	長門市下水道条例 第30条					
例 規 番 号	平成17年3月22日条例第151号					
<b>【根拠条文】</b> (行為の許可) 第30条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、また同様とする。 (1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図 (2) 物件の配置及び構造を表示した図面						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和4年2月28日	最終変更年月日	年 月 日			